



松本市の適正な水道料金等の在り方について

水道料金体系について





【地方公営企業法第2条 抜粋】

- この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業に適用する。
 - ・ **水道事業**(簡易水道事業を除く。)

【地方公営企業法第21条】

- 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。
- 前項の料金は、**公正妥当**なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における**適正な原価**を基礎とし、地方公営企業の**健全な運営を確保**することができるものでなければならない。

【水道法第14条第2項 抜粋】

- 供給規定は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。
 - ・ 料金が、能率的な経営の下における**適正な原価**に照らし、**健全な経営を確保**することができる**公正妥当**なものであること。
 - ・ 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - ・ **特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。**

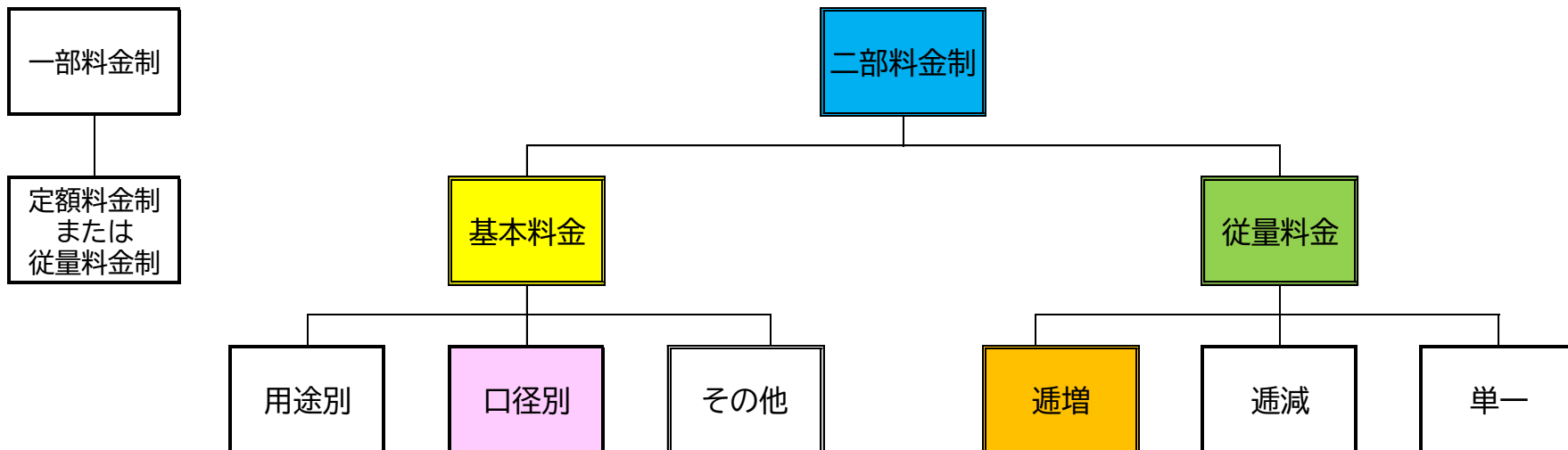
【地方財政法第6条】

- 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の**経営に伴う収入をもつてこれに充てなければならない。**





水道料金制度の概要



項目	説明
一部料金制	定額料金もしくは使用水量に応じて算定される従量料金による料金制度
二部料金制	基本料金と従量料金を組み合わせた料金制度
用途別	「家事用」「営業用」「工場用」など使用目的により料金を区分
口径別	水道メーターの口径により料金を区分
その他	用途や口径などに関わらず、料金を区分
基本料金	水道水の使用に関わらず負担する料金
従量料金	水道水の使用量に応じて負担する料金
逦増制・逦減制	水道水の使用量が増加するに従い単価が上がる場合は逦増制、下がる場合は逦減制
単一	水道水の使用量の増減に関わらず単価が変わらないもの





水道事業者	水道料金(円)		用途・口径	基本水量	基本料金	従量料金									
	10m ³	20m ³			区分	第1段	単価	第2段	単価	第3段	単価	第4段	単価	第5段	単価
飯山市	1,990	4,290	口径別	10m ³	13mm1,990円~100mm6,285円 8区分	11m ³ ~	230.0								
佐久水道企業団	1,760	3,685	口径別	-	13mm660円~100mm104,720円 8区分	~10m ³	110.0	11m ³ ~	192.5						
長野市	1,881	3,630	口径別	-	13mm1,199円~350mm697,719円 11区分	~10m ³	68.2	~20m ³	174.9	~30m ³	189.2	~50m ³	215.6	~100m ³	250.8
伊那市	1,991	3,531	口径別	-	13mm770円~100mm93,720円 8区分	~10m ³	122.1	~20m ³	154.0	~30m ³	181.5	~50m ³	206.8	~100m ³	232.1
東御市	1,749	3,509	用途別	6m ³	一般用1,045円など	~20m ³	176.0	~50m ³	220.0	~100m ³	286.0	101m ³ ~	330.0		
安曇野市	1,568	3,348	口径別	7m ³	13mm1,436円~150mm73,201円 9区分	~10m ³	44.0	~30m ³	178.0	31m ³ ~	202.0				
千曲市	1,413	3,313	口径別	10~300m ³	13mm1,413円~100mm56,513円 8区分	11m ³ ~	190.0								
須坂市	1,550	3,300	口径別	-	13mm594円~150mm253,000円 9区分	~10m ³	95.7	~25m ³	174.9	~50m ³	192.5	~500m ³	227.7	501m ³ ~	236.5
中野市	1,452	3,300	口径別	-	13mm528円~100mm34,089円 7区分	~8m ³	69.3	~50m ³	184.8	51m ³ ~	213.4				
駒ヶ根市	1,980	3,300	口径別	-	13mm858円~150mm160,600円 8区分	~10m ³	112.2	~20m ³	132.0	~30m ³	187.0	~200m ³	218.9	201m ³ ~	240.9
塩尻市	1,860	3,120	口径別	-	13mm1,045円~100mm81,235円 8区分	~10m ³	82.0	~20m ³	126.0	~40m ³	192.0	41m ³ ~	220.0		
小諸市	1,540	3,080	口径別	13mm 5m ³ ・10m ³	13mm946円・1,540円~150mm80,960円 10区分	~20m ³	154.0	~50m ³	165.0	~500m ³	209.0	501m ³ ~	231.0		
飯田市	1,426	2,976	口径別	13~25mm 8m ³	13mm1,116円~100mm31,460円 7区分	~20m ³	155.0	21m ³ ~	170.0						
上田市	1,322	2,862	口径別	-	13mm712円~200mm178,631円 10区分	~10m ³	61.0	~30m ³	154.0	~50m ³	172.0	51m ³ ~	181.0		
大町市	1,320	2,860	口径別	10m ³	13mm1,320円~200mm5,170円 8区分	11m ³ ~	154.0								
松本市	1,570	2,720	口径別	-	13mm858円~200mm198,000円 9区分	~10m ³	71.5	~20m ³	115.5	21m ³ ~	176.0				
茅野市	1,320	2,585	口径別	-	13mm1,210円~75mm35,200円 7区分	~10m ³	11.0	~30m ³	126.5	~50m ³	148.5	~100m ³	170.5	101m ³ ~	181.5
岡谷市	1,782	2,568	口径別	-	13mm1,298円~100mm255,816円 7区分	~15m ³	48.4	~30m ³	108.9	31m ³ ~	133.1				
諏訪市	862	1,973	用途別	10m ³	家事用862円、営業用1,221円など	~20m ³	111.1	~50m ³	161.5	51m ³ ~	207.9				
県内19市平均	1,597	3,155	17市	8市	10m ³ 当たり料金 最低 諏訪市 862円 最高 伊那市1,991円	20m ³ 当たり料金 最低 諏訪市 1,973円 最高 飯山市4,290円									
長野県50事業者平均	1,607	3,246	38事業者	31事業者	10m ³ 当たり料金 最低 下諏訪町828円 最高 飯島町2,728円	20m ³ 当たり料金 最低 下諏訪町1,763円 最高 山形村4,477円									
中核市62市平均	1,271	2,844	54市	17市	10m ³ 当たり料金 最低 一宮市 666円 最高 福島市2,299円	20m ³ 当たり料金 最低 豊橋市 1,507円 最高 八戸市4,961円									
10~30万人161事業者平均	1,324	2,936	-	-	10m ³ 当たり料金 最低 沼津市 460円 最高 北見市2,488円	20m ³ 当たり料金 最低 沼津市 1,610円 最高 八戸市4,961円									
全国1,245事業者平均	1,611	3,343	757事業者	905事業者	10m ³ 当たり料金 最低 赤穂市 374円 最高 羅臼町3,550円	20m ³ 当たり料金 最低 赤穂市 869円 最高 夕張市6,966円									

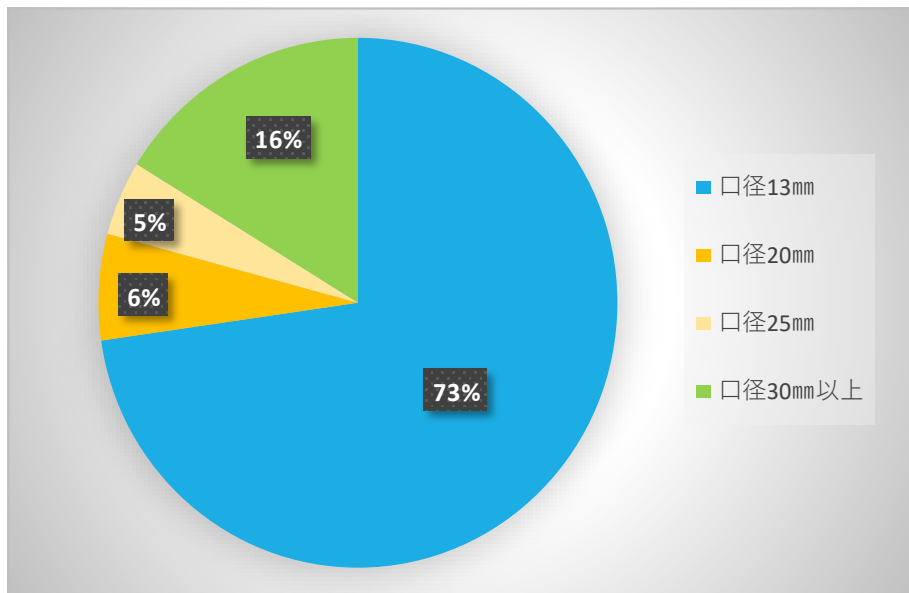
※ 水道料金は家事用料金(口径13mm)



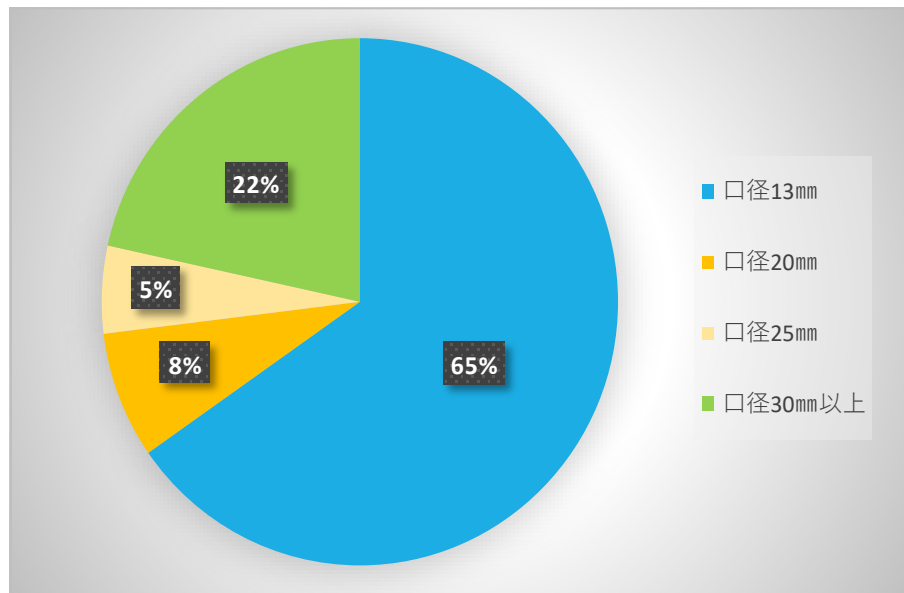


口径別の使用水量と料金の割合

【口径別使用水量の割合 (m³/月)】



【口径別水道料金の割合 (m³/月)】



有収水量 (令和5年度)

13mm 1,820万m³

20mm 162万m³

25mm 114万m³

30mm以上 404万m³

計 2,500万m³

水道料金収入見込み (令和5年度)

13mm 29億3千万円

20mm 3億5千万円

25mm 2億4千万円

30mm以上 9億6千万円

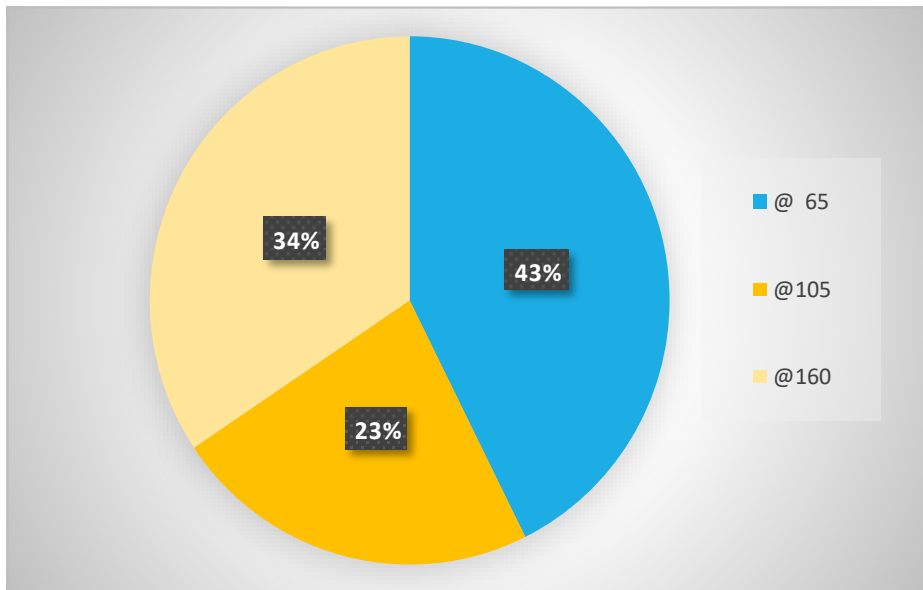
計 44億8千万円



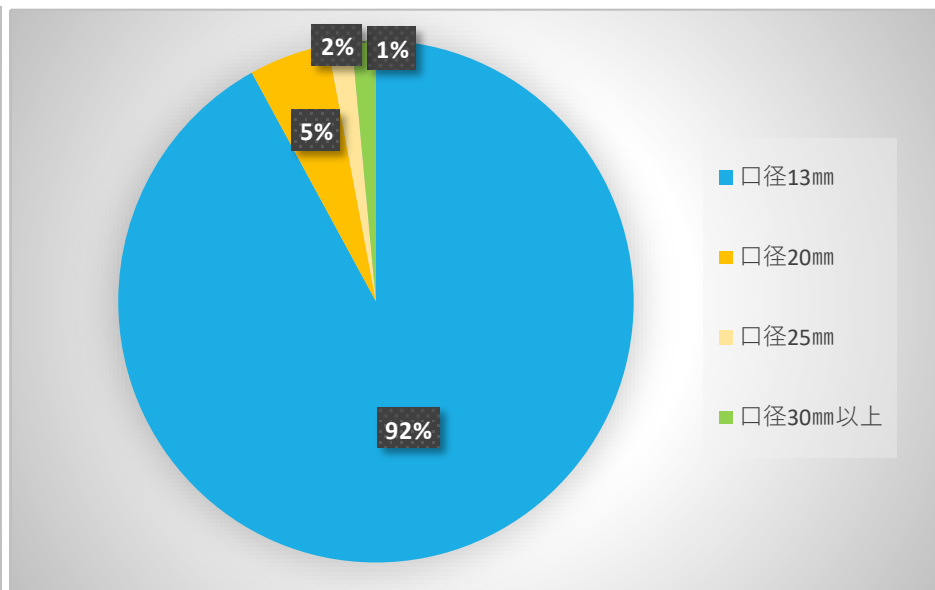


単価別使用水量と口径の割合

【単価別使用水量の割合 (m³/月)】



【口径の割合】



有収水量 (令和5年度末)

@65	1,070万m ³
@105	570万m ³
@160	860万m ³
計	2,500万m ³

口径数 (令和5年度末)

13mm	102,676 栓
20mm	6,101 栓
25mm	1,790 栓
30mm以上	1,266 栓
計	111,833 栓





「一部料金制」「二部料金制」

【一部料金制】

使用水量とは無関係な定額制もしくは使用水量に応じて算定される従量制により料金を設定

定額の場合、使用者は平等に負担。安定した料金収入が見込める。

使用水量に応じて算定する場合、水量が直接料金に反映される。

【二部料金制】

いつでも水を供給できる体制を維持するため、固定的にかかる経費として徴収する基本料金と、使用水量に応じて加算する従量料金の二部構成で料金を決定
基本料金部は、安定した収入が見込める。

松本市では・・・

昭和23年4月の料金改定時には、二部料金制を採用しています。



松本市の方針



二部料金制基本料金の「基本水量無し」「基本水量付き」

【基本水量無し】

使用水量は、従量料金として算定し、基本料金に含めない。
公平性の観点からも、明確でわかりやすい。

【基本水量付き】

一定の水量まで基本料金に含めて算定するもの
必要最低限の水量を一定料金で安価に設定することもできる。また、一定の水量
料金を含めた基本料金とすることから、さらに安定した料金収入が見込める。

松本市では・・・

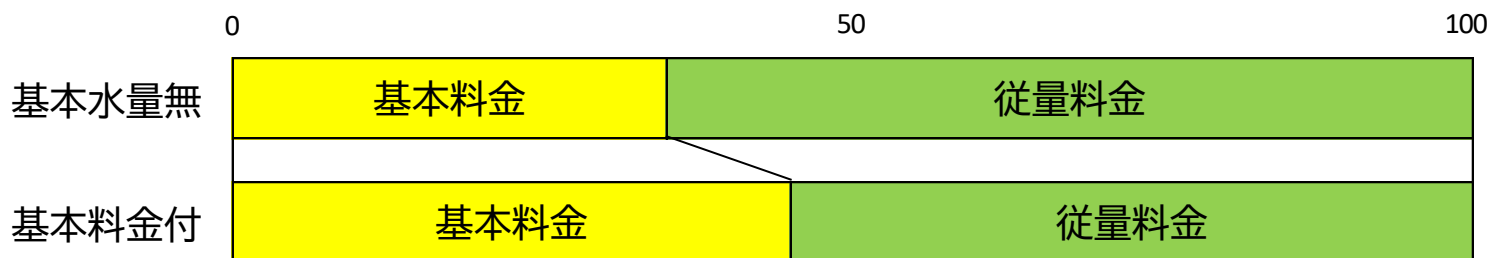
昭和50年4月の料金改定時、用途別から口径別に料金体系を改めるとともに、
基本水量10m³を廃止しています。



松本市の方針



【基本水量10m³付とした場合】



基本料金

13mm 858円 → 1,573円(83%up)

20mm

25mm

30mm

40mm

50mm

75mm

100mm

150mm

858円 → 1,573円(83%up)



基本料金の割合が増えたと
使用水量に左右されず
料金収入が安定

使用水量が10m³に満たない
少量使用者は負担増

198,000円 → 199,760円(1%up)





「用途別」「口径別」「その他」

【用途別】

利用者の負担能力に配慮し、家事用、営業用、工場用などに区分して料金を設定
特に、家事用や公衆浴場など生活に配慮して料金を設定

【口径別】

水道メーターの口径別に料金を設定
口径の大きさにより、流量が変わり、比例して維持管理費用が大きくなるとの考え
料金区分が明確で説明が容易

【その他】

用途等の区分がなく、単一で料金を設定
料金区分が明確で説明が容易

松本市では・・・

昭和50年4月の料金改定時、水量料金負担の公平性を計りやすいために、用途別から口径別に改めています。



松本市の方針



【(公社)日本水道協会 水道料金表での区分】

【用途別】

家事用 一般用
官公署学校用 (病院用)
営業用
工場用
公衆浴場用
その他用

【口径別】

13mm
16mm
20mm
25mm
30mm
40mm
50mm
75mm
100mm
125mm
150mm
200mm
250mm
300mm





従量料金の「逦増」「逦減」「単一」

【逦増】

使用水量が多くなるほど、段階的に単価が上がるように設定

小口使用者に配慮

使用水量の抑制が主な目的

水道事業者の約7割が採用

【逦減】

使用水量が多くなるほど、段階的に単価が下がるように設定している。

使用水量が多い事業者の負担を軽減

【単一】

水道水1立方メートルの単価を同一に設定し、使用水量による単価変更はない。

公平性の観点から、明確でわかりやすい。

松本市では・・・

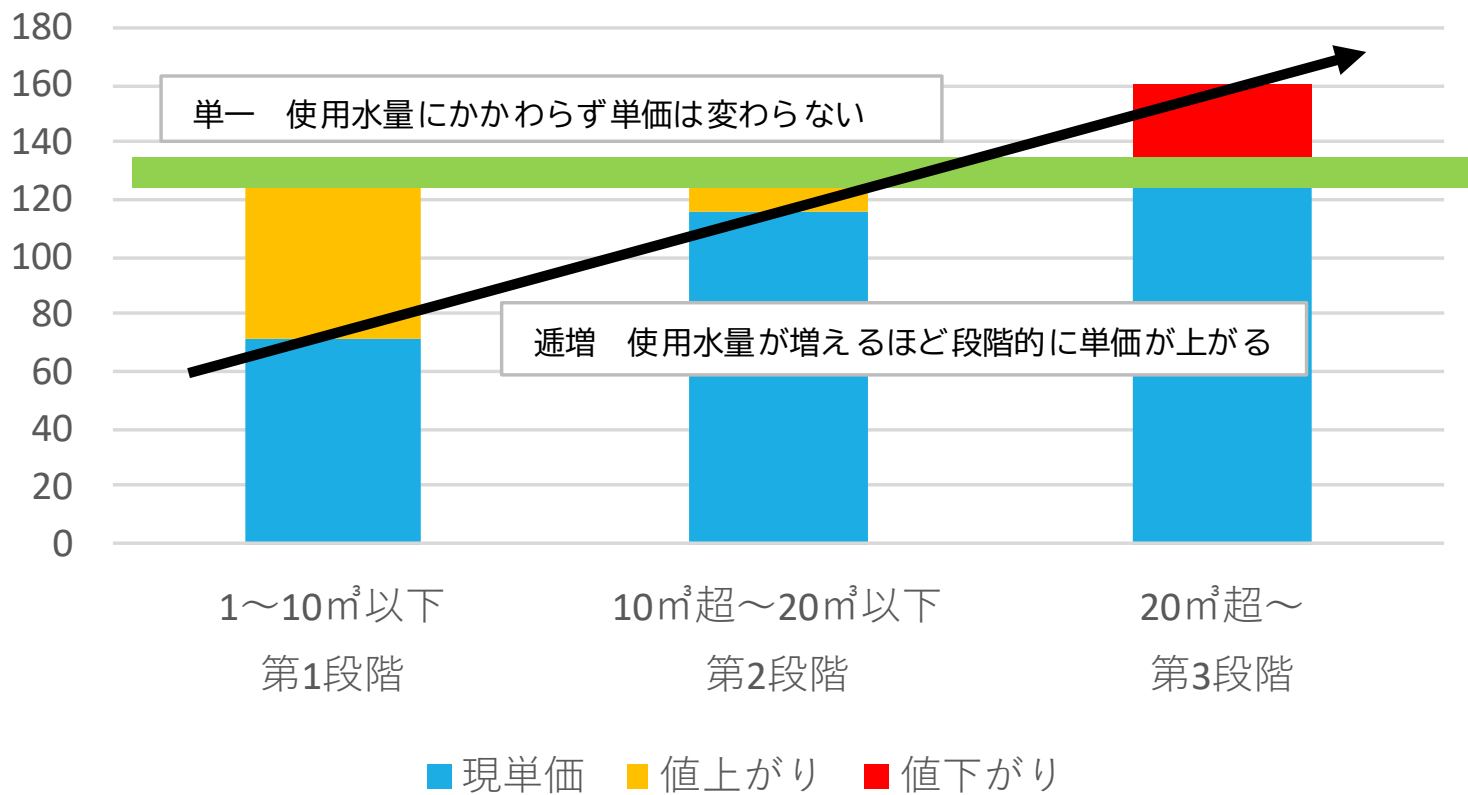
昭和47年4月の料金改定時、生活用水への配慮、水需要の抑制等の理由から、段階別逦増を採用しています。



松本市の方針



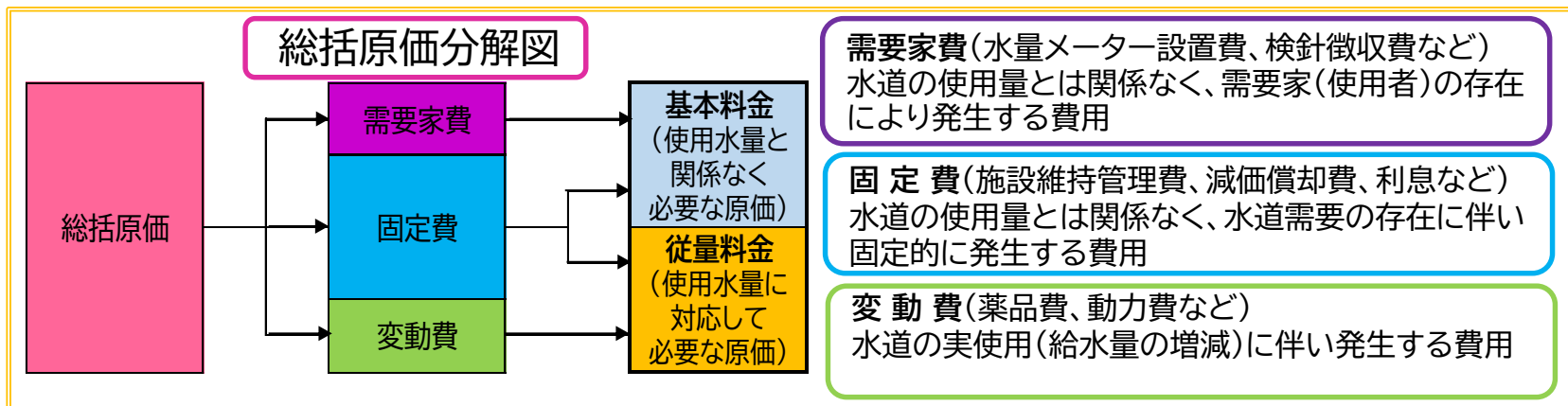
口径25mm以下の従量単価





◎ 総括原価方式で算定

- ・ 総括原価方式 資本費用を含む営業費用の原価を基礎に算定(資産維持費3%)



◎ 水道料金を4年毎見直し(下水道使用料も4年毎見直し)

【水道法施行規則第12条第2号～第4号】

第2号 試算を行った場合にあっては、算定時からおおむね三年後から五年後までの期間について算定されたものであること。

第3号 前号に規定する場合にあっては、料金が、同号の期間ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていること。

第4号 第二号に規定する場合にあっては、料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。





総括原価の分解 ①

1 総括原価の分解 (図表①)

(円)

款	項	目	節	総括原価の区分			控除項目	R5決算 (税抜)	需要家費	固定費	変動費
				需要家費	固定費	変動費					
収益的収入	営業収益	給水収益						3,547,382,614			0
		給水収益 (地方創生臨時交付金)						596,679,710			0
		受託工事収益						22,937,684			0
		分担金及び負担金				●		241,689,802			241,689,802
		その他営業収益				●		8,735,935			8,735,935
	附帯事業収益	売電事業収益						19,903,192			0
		受取利息及び配当金				●		2,233,725			2,233,725
	営業外収益	他会計補助金				●		20,016,308			20,016,308
		補助金				●		0			0
		消費税及び地方消費税還付金						0			0
		その他雑収益				●		1,973,650			1,973,650
		長期前受金戻入 (控除項目対象分)				●		128,194,393			128,194,393
		長期前受金戻入 (控除項目対象外分)						403,118,974			0
		雑収益				●		0			0
		固定資産売却益						5,911			0
	特別利益	過年度損益修正益				●		5,646			5,646
		その他特別利益				●		570,000			570,000
		修繕引当金戻入				●					0
		退職給付引当金戻入				●					0
		貸倒引当金戻入				●					0
合計								4,993,447,544	(控除項目 計)	403,419,459	
収益的支出	営業費用	原水及び浄水費	給料		●			3,417,600	0	3,417,600	0
		原水及び浄水費	手当等		●			1,785,810	0	1,785,810	0
		原水及び浄水費	法定福利費		●			1,034,277	0	1,034,277	0
		原水及び浄水費	賃金		●				0	0	0
		原水及び浄水費	備消耗品費		●			1,260,404	0	1,260,404	0
		原水及び浄水費	燃料費			●			0	0	0
		原水及び浄水費	光熱費			●			0	0	2,044,120
		原水及び浄水費	動力費			●			0	0	13,254,189
		原水及び浄水費	修繕費		●			22,680,000	0	22,680,000	0
		原水及び浄水費	通信運搬費		●			14,323,673	0	14,323,673	0
		原水及び浄水費	手数料		●			1,572,350	0	1,572,350	0
		原水及び浄水費	委託料		●			44,719,544	0	44,719,544	0
		原水及び浄水費	使用料及び賃借料		●			519,000	0	519,000	0
		原水及び浄水費	工事請負費		●			2,282,000	0	2,282,000	0
		原水及び浄水費	薬品費			●		5,707,200	0	0	5,707,200
		原水及び浄水費	材料費		●			0	0	0	0
		原水及び浄水費	負担金		●			1,138,118	0	1,138,118	0
		原水及び浄水費	補償費		●			0	0	0	0
		原水及び浄水費	賞与引当金繰入額		●			490,000	0	490,000	0
		原水及び浄水費	法定福利費繰入金		●			100,000	0	100,000	0





総括原価の分解 ②

送水費	報酬	●			1,810,267	0	1,810,267	0
送水費	給料	●			46,003,200	0	46,003,200	0
送水費	手当等	●			23,262,331	0	23,262,331	0
送水費	法定福利費	●			14,166,230	0	14,166,230	0
送水費	賞金	●			0	0	0	0
送水費	旅費	●			57,862	0	57,862	0
送水費	備消耗品費	●			4,434,759	0	4,434,759	0
送水費	燃料費		●		1,010,318	0	0	1,010,318
送水費	印刷製本費	●			0	0	0	0
送水費	光熱費		●		885,073	0	0	885,073
送水費	動力費		●		45,207,065	0	0	45,207,065
送水費	修繕費	●			14,377,600	0	14,377,600	0
送水費	通信運搬費	●			2,159,081	0	2,159,081	0
送水費	手数料	●			70,355	0	70,355	0
送水費	委託料	●			288,652,356	0	288,652,356	0
送水費	使用料及び賃借料	●			2,201,580	0	2,201,580	0
送水費	工事請負費	●			760,000	0	760,000	0
送水費	薬品費		●		7,490,280	0	0	7,490,280
送水費	材料費	●			470,335	0	470,335	0
送水費	受水費	●			1,016,313,702	0	1,016,313,702	0
送水費	負担金	●			5,455	0	5,455	0
送水費	賞与引当金繰入額	●			6,800,000	0	6,800,000	0
送水費	法定福利費繰入金	●			1,300,000	0	1,300,000	0
配水費	報酬	●			0	0	0	0
配水費	給料	●			32,790,000	0	32,790,000	0
配水費	手当等	●			15,816,317	0	15,816,317	0
配水費	法定福利費	●			9,728,278	0	9,728,278	0
配水費	旅費	●			0	0	0	0
配水費	備消耗品費	●			2,582,770	0	2,582,770	0
配水費	燃料費		●		43,380	0	0	43,380
配水費	印刷製本費	●			0	0	0	0
配水費	光熱費		●		5,620,286	0	0	5,620,286
配水費	動力費		●		35,322,574	0	0	35,322,574
配水費	修繕費	●			15,227,670	0	15,227,670	0
配水費	通信運搬費	●			9,081,927	0	9,081,927	0
配水費	手数料	●			0	0	0	0
配水費	委託料	●			31,282,370	0	31,282,370	0
配水費	使用料及び賃借料	●			5,179,620	0	5,179,620	0
配水費	工事請負費	●			12,680,000	0	12,680,000	0
配水費	路面復旧費	●			659,000	0	659,000	0
配水費	施設費	●			0	0	0	0
配水費	材料費	●			7,990,813	0	7,990,813	0
配水費	負担金	●			0	0	0	0
配水費	賞与引当金繰入額	●			4,600,000	0	4,600,000	0
配水費	法定福利費繰入金	●			910,000	0	910,000	0





総括原価の分解 ③

漏水防止費	報酬	配給水部門費	●		2,196,095	0	2,196,095	0
漏水防止費	給料		●		27,837,600	0	27,837,600	0
漏水防止費	手当等		●		12,849,792	0	12,849,792	0
漏水防止費	法定福利費		●		8,365,687	0	8,365,687	0
漏水防止費	旅費		●		45,828	0	45,828	0
漏水防止費	備消耗品費		●		154,365	0	154,365	0
漏水防止費	修繕費		●		104,620	0	104,620	0
漏水防止費	委託料		●		198,940,000	0	198,940,000	0
漏水防止費	工事請負費		●		77,637,000	0	77,637,000	0
漏水防止費	路面復旧費		●		50,244,000	0	50,244,000	0
漏水防止費	材料費		●		0	0	0	0
漏水防止費	賞与引当金繰入額		●		4,140,000	0	4,140,000	0
漏水防止費	法定福利費繰入金		●		780,000	0	780,000	0
量水器費	給料		検針・集金関係費	●		7,219,200	7,219,200	0
量水器費	手当等	●			2,527,162	2,527,162	0	0
量水器費	法定福利費	●			2,008,526	2,008,526	0	0
量水器費	修繕費	●			6,288,700	6,288,700	0	0
量水器費	委託料	●			47,388,060	47,388,060	0	0
量水器費	工事請負費	●			531,133	531,133	0	0
量水器費	材料費	●			17,280,410	17,280,410	0	0
量水器費	賞与引当金繰入額	●			1,000,000	1,000,000	0	0
量水器費	法定福利費繰入金	●		200,000	200,000	0	0	
受託工事費	給料	配給水部門費		●	7,750,800	0	0	0
受託工事費	手当等			●	2,473,191	0	0	0
受託工事費	法定福利費			●	2,117,172	0	0	0
受託工事費	賃金			●	0	0	0	0
受託工事費	備消耗品費			●	199,110	0	0	0
受託工事費	燃料費			●	0	0	0	0
受託工事費	印刷製本費			●	0	0	0	0
受託工事費	修繕費			●	0	0	0	0
受託工事費	通信運搬費			●	0	0	0	0
受託工事費	委託料			●	0	0	0	0
受託工事費	使用料及び賃借料			●	9,000	0	0	0
受託工事費	工事請負費			●	0	0	0	0
受託工事費	材料費			●	102,375	0	0	0
受託工事費	賞与引当金繰入額			●	1,050,000	0	0	0
受託工事費	法定福利費繰入金		●	210,000	0	0	0	
業務費	報酬	検針・集金関係費	●		844,300	844,300	0	0
業務費	給料		●		17,070,672	17,070,672	0	0
業務費	手当等		●		6,920,030	6,920,030	0	0
業務費	法定福利費		●		5,072,023	5,072,023	0	0
業務費	旅費		●		27,095	27,095	0	0
業務費	被服費		●		0	0	0	0
業務費	備消耗品費		●		1,012,014	1,012,014	0	0
業務費	印刷製本費		●		7,147,668	7,147,668	0	0
業務費	修繕費		●		0	0	0	0
業務費	通信運搬費		●		182,120	182,120	0	0
業務費	手数料		●		23,848,221	23,848,221	0	0
業務費	保険料		●		0	0	0	0
業務費	委託料		●		195,481,000	195,481,000	0	0
業務費	使用料及び賃借料		●		35,097,461	35,097,461	0	0
業務費	賞与引当金繰入額		●		2,590,000	2,590,000	0	0
業務費	法定福利費繰入金		●		520,000	520,000	0	0





総括原価の分解 ④

総係費	報酬	●	9,066,187	0	9,066,187	0
総係費	給料	●	33,816,506	0	33,816,506	0
総係費	手当等	●	16,475,236	0	16,475,236	0
総係費	法定福利費	●	12,291,947	0	12,291,947	0
総係費	退職給与金	●	0	0	0	0
総係費	賃金	●	0	0	0	0
総係費	報償費	●	27,273	0	27,273	0
総係費	旅費	●	1,071,822	0	1,071,822	0
総係費	交際費	●	0	0	0	0
総係費	被服費	●	452,490	0	452,490	0
総係費	備消耗品費	●	1,629,421	0	1,629,421	0
総係費	燃料費	●	3,585,597	0	3,585,597	0
総係費	食料費	●	1,360	0	1,360	0
総係費	印刷製本費	●	1,075,100	0	1,075,100	0
総係費	光熱費	●	8,515,788	0	8,515,788	0
総係費	修繕費	●	4,484,223	0	4,484,223	0
総係費	通信運搬費	●	1,513,836	0	1,513,836	0
総係費	広告料	●	950,000	0	950,000	0
総係費	手数料	●	471,309	0	471,309	0
総係費	保険料	●	3,043,198	0	3,043,198	0
総係費	委託料	●	12,451,056	0	12,451,056	0
総係費	使用料及び賃借料	●	15,402,928	0	15,402,928	0
総係費	負担金	●	624,936	0	624,936	0
総係費	役所費分担金	●	12,270,131	0	12,270,131	0
総係費	補助金及び交付金	●	0	0	0	0
総係費	補償費	●	0	0	0	0
総係費	職員厚生費	●	586,946	0	586,946	0
総係費	研修費	●	1,246,919	0	1,246,919	0
総係費	行事費	●	0	0	0	0
総係費	公課費	●	369,600	0	369,600	0
総係費	賞与引当金繰入額	●	5,770,000	0	5,770,000	0
総係費	法定福利費繰入金	●	1,040,000	0	1,040,000	0
総係費	退職給付費	●	0	0	0	0
総係費	貸倒引当金繰入額	●	5,140,788	0	5,140,788	0
減価償却費	有形固定資産減価償却費	●	2,060,385,575	0	2,060,385,575	0
減価償却費	無形固定資産減価償却費	●	0	0	0	0
資産減耗費	固定資産除却費	●	19,136,140	0	19,136,140	0
資産減耗費	たな卸資産減耗費	●	0	0	0	0
附帯事業費用	売電事業費用		●	10,778,415	0	0
営業外費用	支払利息及び企業債取扱諸費	●	97,734,126	0	97,734,126	0
	支払利息及び企業債取扱諸費	●	借入金利息	0	0	0
	雑支出	●		0	0	0
特別損失	固定資産売却損	●		0	0	0
	過年度損益修正損	●		2,309,700	0	2,309,700
合計			4,879,772,059	380,255,795	4,382,931,779	116,584,485
			費用の割合	7.8%	89.8%	2.4%





2 総括原価の整理 (図表②)

(単位:円)

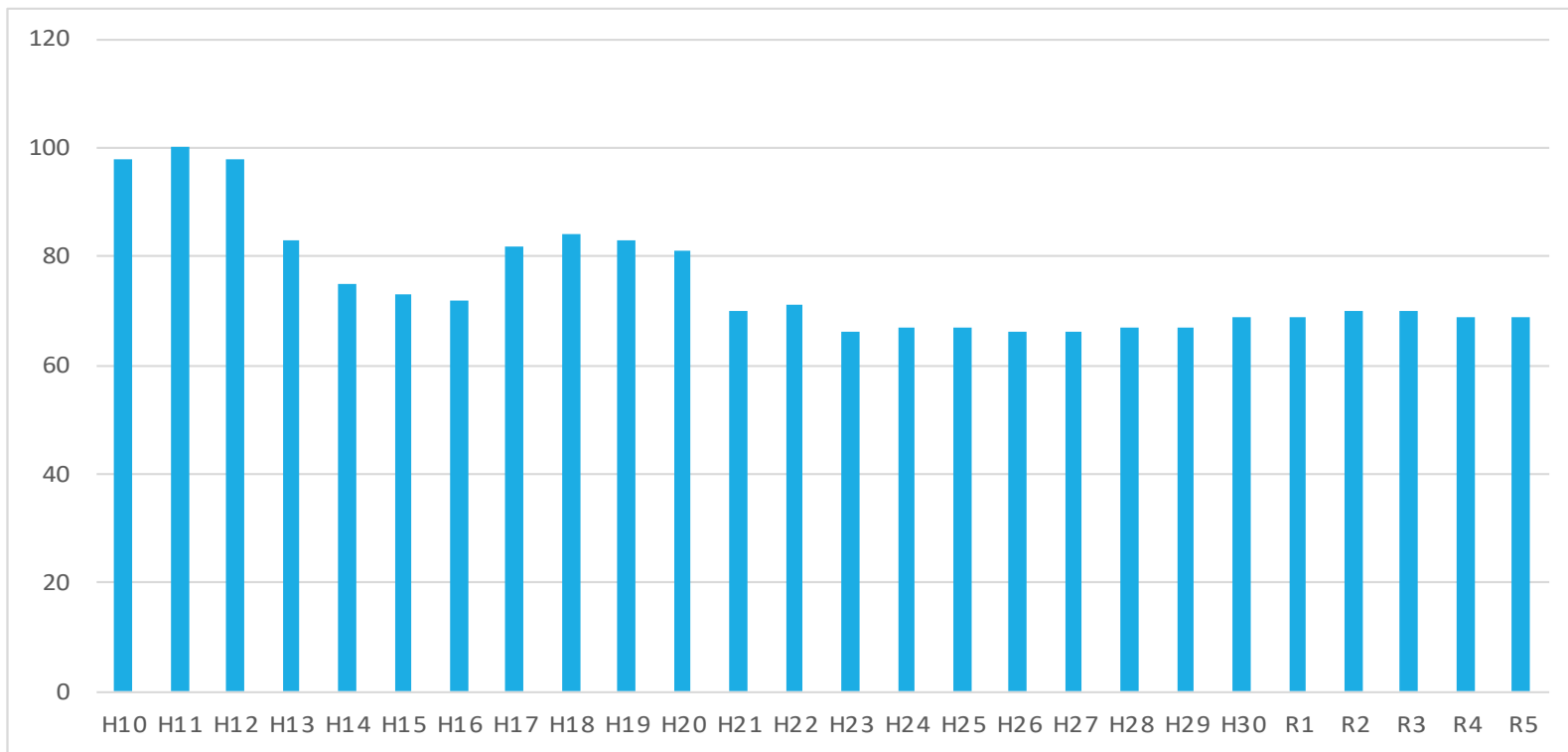
費用			科目	R5決算額	
営業費用 ①	維持管理費	原浄水部門費	図表①の原水及び浄水費	116,328,285	
		配給水部門費	図表①の送水費、配水費、漏水防止費	2,050,247,841	
		一般管理業務部門費	検針・集金関係費及び量水器関係費	図表①の量水器費、業務費	380,255,795
			その他管理業務費	図表①の総係費	155,684,297
	減価償却費		図表①の減価償却費	2,060,385,575	
	資産減耗費		図表①の資産減耗費	19,136,140	
資本費用 ②	支払利息		図表①の支払利息	97,734,126	
	資産維持費 (3%)		対象資産×資産維持率 (%)×料金算定期間の年数	1,093,134,780	
控除項目 ③			図表①の営業収益・営業外収益のうち控除項目	403,419,459	
総括原価 ④=①+②-③				5,569,487,380	





☆ 主な事業の見直し

- 平成10年度 水道局と下水道部を統合し、上下水道局が発足
- 平成13・14年度 水運用を行う中央監視業務を民間へ委託
- 平成17年度 四賀、安曇、奈川、梓川の4村合併に伴う業務対応要員の配置
- 平成21年度 波田町と合併
- 〃 検針・徴収業務を民間へ委託

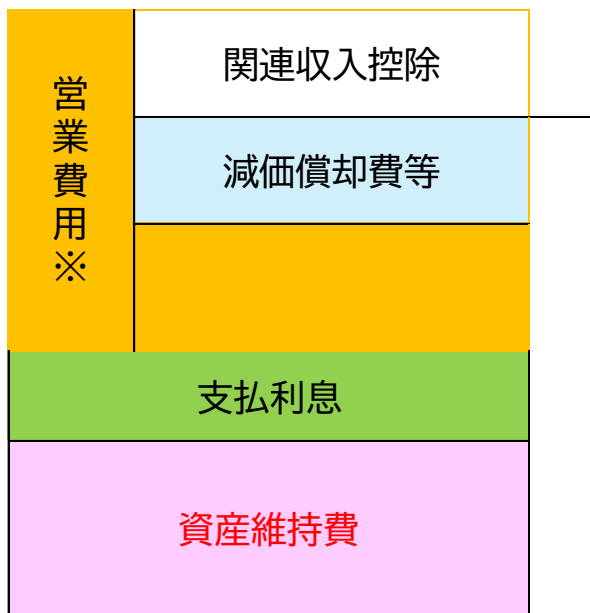


H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
98	100	98	83	75	73	72	82	84	83	81	70	71	66	67	67	66	66	67	67	69	69	70	70	69	69



松本市上下水道局 (参考) 料金対象原価の算定方式

【総括原価方式(損益収支方式)】



【資金収支方式】

料金対象原価



※営業費用
= 総費用
- 関連事業及び附帯収入

(公社)日本水道協会「水道料金改定業務の手引き」

資本的収入及び支出を個別に算定せず、収益的収支に事業維持のための必要な一定額の**資産維持費**を加算して総括原価を算定

料金算定期間内において**実際に必要な資金所要額**をもとに、料金対象原価を算定





松本市上下水道局 (参考) 管路総延長(管種・口径別)

(単位:m)

口径	鑄鉄管	ダクタイル鑄鉄管	石綿セメント管	鋼管	ポリ管	ビニール管	ステンレス管	その他	総計
50mm以下	0	3,288	90	16,651	67,153	197,248	666	967	286,063
75	121	394,249	298	307	61,263	62,259	388	1,877	520,762
90	247	129	0	28	0	0	0	16	420
100	3,073	338,725	424	1,538	55,020	12,233	843	2,864	414,720
125	0	1,005	0	706	0	28	0	485	2,224
150	1,290	281,589	377	1,381	45,059	7,591	1,300	701	339,288
200	0	87,004	1,252	61	357	289	820	0	89,783
250	2	72,034	1,680	986	92	0	216	83	75,093
300	698	40,464	0	325	0	0	18	0	41,505
350	1,377	5,689	0	0	0	0	3	0	7,069
400	574	17,808	0	536	0	0	145	0	19,063
450	3	8,343	0	5,517	367	0	5	0	14,235
500	0	4,009	0	0	0	0	0	0	4,009
600	0	1,729	0	55	0	0	0	1,271	3,055
総計	7,385	1,256,065	4,121	28,091	229,311	279,648	4,404	8,264	1,817,289
構成比(%)	0.4	69.1	0.2	1.6	12.6	15.4	0.2	0.5	100.0
法定耐用年数	40	40	40	40	40	40	40	40	
本市耐用年数	基幹管路	40	60・80	40	60	80	-	-	40
	耐水支管	60	40・60・80・100	40	40	40・100	40	80	40

